

第 17 回統計基準部会の審議状況（報告）

〔日本標準産業分類の変更〕

質問を除き、審議における主な意見等の内容は以下のとおりであった。

1. 「分類の基準」の改定案

改定案では「分類の基準」の内容自体は変更されていないが、その記載順が変更されている。日本標準産業分類の利用者が変更の趣旨を理解できるようにするため、それが分かる資料をホームページに掲載することとして改定案は了承された。

この議題に関する主な意見は以下のとおりであった。

- 改定案を現行と比較すると「分類の基準」は内容的にはほぼ変わらず、記載順が変わっただけである。記載順の変更により分類の体系に大きな変更があるとすれば、逆に問題である。また、今回の改定案の検討の際、供給側の基準から説明できる分類項目のみを立項しており、需要側の基準から立項した分類項目は無いと認識している。さらに、現行の様々な分類項目を見ても、「生産に投入される財又はサービスの種類」または「財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）」を基準にして分類されている項目が実際には多い。以上から、(1)、(2)に供給側の基準を記載することは適切であると思う。

第 13 回改定までは需要側の生産物分類が存在しなかったため、それまでは需給両面に産業分類が対応する必要があった。今回の第 14 回改定では需要側の生産物分類が策定されたため、需要側の分析は生産物分類に従い、供給側の分析は産業分類に従って行うことが適切である。さらに SUT では、理論的な観点からも産業は供給側、生産物は需要側の分類であることが望ましいと言われている。加えて、国際的な基準においても、基本的には供給側であることを踏まえると、現段階ではこの案が相応しいと思う。

理想的には、全体的な分類体系を供給体系に変えていくことになるが、今回はそこまではできていない。なぜなら、一度に全てを変えると過去との接続が不能になり、分類体系の意義が失われる。今後、長期的に理想的な姿、つまり供給体系に近づけることが必要である。完全に供給体系に変更できるようになったときに、基準を供給側に統一するなり、そのときに適した基準に変更することが必要だと思う。

これらを考慮すると、現時点では現行の改定案が適切だと思う。

- この御意見に賛成である。供給側を(1)と(2)でしっかりと位置付けながら、需要側を(3)で触れているのは理想的にも現実的にも良いと思う。

他方、前回の部会でも発言があったように、箇条書き部分に数字を付さない方法、また、数字を付す場合にはこの順序に従って格付けしていない旨の補記の必要性についても意見を伺いたい。

- 補記は一つの方法である。ただし、ISICのように補記できるとは思えず、また、JSICの分類項目は需要側と供給側で明確に分かれている訳ではないので、補記しようとするとは厳密に検討する必要がある。これらから、箇条書きの番号を付けたままで良いと思う。
- JSICにおける箇条書きの順番の意味や優先順位を調べてみると、これまでの一般原則において優先順位等の趣旨は記載されていないが、「分類の基準」を含めて、一般原則では慣例的に順番が記載されていることが分かった。
- 順番を変えるべきかどうかは正直よく分からないが、優先順位がある場合には、何らかの説明が必要だと思う。また、「分類の基準」の記載順を変えたが具体的な分類に変更がないことに違和感があるので、何らかの説明が必要だと思う。
- ユーザーにとっては統計の精度に関心がある。国際比較を強調するよりも、「分類の基準」の記載順の変更により、日本の統計にどのようなインパクトがあるかを考えた方が良い。例えば、継続性が喪失する具体的な項目、回答者への負担、無回答部分の解消、精度の劣化等が想定される。
- 「分類の基準」の記載順を変更しているが、分類体系は従前のものと変わっていない。記載順を変えたから大幅に分類体系を変えらなければ混乱する。また、JSICの実態として、需要側の分類が多数という訳ではなく、むしろ、供給側が多いという実態があり、今回の改定案ではそれに合わせたという意図である。なお、将来的には、改定案の(1)と(2)を集約していく方向に進むと良いと思う。
- 先ほどの「分類の基準」に優先順位はなく、また、その旨を補記する意見は改めることにするが、改定案の記載順の説明を加えることがより有用ではないか。
- ユーザーの立場からは、小分類や細分類はほとんど使ったことがなく、主に利用するのは大分類や中分類である。また、供給側が分類体系における重要な視点だとしても、直ぐに理解し難いのが一般的なユーザーの感覚ではないだろうか。ISICでは分類のレベルにより基準が異なることが明記されているので、理解しやすいと思うが、JSICには明記されていないため、記載順を変えるとユーザーが疑問に思うのではないか。
- JSICの大分類や中分類レベルが用途や機能による需要側であるとは必ずしも言えないのではないか。例えば、NAPCSは完全に需要側の分類であり、レジャー部門の大分類にはキャンピングカーの製造、レンタカーのサービス、旅行代理店のサービスが同じ分類に含まれる。これが究極の需要側の分類とすれば、現行JSICの大分類や中分類は需要側であると単純に言えるわけではない。「生産される財又はサービスの特徴(用途又は機能)」もありながら、生産方法等も兼ねていることもあるのではないか。補記しようとする、これらを踏まえて正確に記載する必要があり、注意する必要がある。
- 「分類の基準」の記載順を変更する背景としては、産業連関表から供給使用表への移行がある。これまで日本は独自の方法により産業連関表を作成してきており、どちらかと言えば供給側に近い形で50年近く取り組んできた。先ほど、必ずしも国際基準に合わせなくても良いという発言があったが、国際的には供給使用表が使われており、日本でも産業連関表から供給使用表に移行することが閣議決定されている。生産物分類はゼロから作成したので、比較的純粋に作成することができたが、JSICは過去からの経緯があるので、そう簡単に見直すことはできない。様々な受け止め方があることは理解している。また、産業連関学会から国際基準に合わせてほしいとの要望はない。国際基準に整合すべき一方で、そうしなくても良いのでは困る。数字を付さない方もあり得るが、皆さんが納得できれば良いと思う。

- 番号をなくせば問題が解決する訳でもない。その場合の理由が必要になる。
また、供給側を重視し、国際基準に合わせる方向で長期的に取り組む必要性に関しては合意を得られたと認識しているが、完全に合わせるかは議論があるかもしれない。問題は「分類の基準」の記載順を変えたが、分類体系が変わっていないことである。一般のユーザーからすると、それに違和感があると思う。先ほどの御発言のとおり、JSICの実態に合わせて記載順を変更しただけであるとも理解できるが、そうすると、これまでは「分類の基準」の記載順がJSICの実態と合っていないということになり、違和感がある。その点をどう考えれば良いか。
- 改定案どおりに記載順を変えた場合、ユーザーがその変更理由をどのように把握することができるのか。議事録や答申の資料を見ることは想定されるが、ユーザーにとって記載順の変更理由を分かりやすく把握できるような方法を提案しては如何か。

2. 第16回統計基準部会における指摘事項等への対応

提案された指摘事項等への対応の内容はおおむね了承された。ただし、『一般原則「第5項 分類の適用単位」の一部修正』に関しては、文章をもう少し分かりやすくするなどの修正をさらに加えることになった。

この議題に関する主な意見は以下のとおりであった。

- 一般原則「第5項 分類の適用単位」の修正案は現行よりも分かりやすくなった。
- 個人が属する事業所に産業分類を適用する趣旨の記載部分は自明のように思われ、違和感がある。
- 個人が属する事業所に産業分類を適用するという内容を記載してきている背景として、国勢調査において個人が属する事業所を産業別に表章してきた経緯がある。その経緯を知らない人が読んでも分かるように、国勢調査等の例示を加えるなど、より分かりやすい表現にして欲しい。

3. 次回改定（第15回）に向けた課題

提案された課題はおおむね了承された。ただし、「継続的な検討」の内容に関する意見交換がなされ、それを踏まえてさらに修正を加えることになった。

この議題に関する主な意見は以下のとおりであった。

- ユーザー、政策を享受する国民、政策形成者のそれぞれの視点から、絶えざる改善が必要である。
- 経済社会の変化に合わせて改定することは重要であるが、頻繁な改定は統計の継続性が課題となる。つまり、長期の比較を行う際、過去への遡及が非常な手間となる。コストと利益のバランスを考慮するとこれまでの改定頻度で良いのではないか。
- 大分類や中分類を変更すると相当の作業になるが、新しく重要な産業を早めに設定することは有用であるため、それらは頻繁に改定した方が良い。改定の規模や改定対象の階層を踏まえた柔軟な改定方針を整理して欲しい。

- 今回、デジタル産業関係の分類項目を変更しなかったことは、継続性の観点から良かったが、デジタル産業の分野が大きく変化しているため、次回改定ではデジタル産業が焦点となる。

4. 管理・補助を行う事業所の設定の主な経緯

提案された内容はおおむね了承された。ただし、フランチャイズの本部の扱いに関する意見が出され、次回の部会において議論することになった。

この議題に関する主な意見は以下のとおりであった。

- フランチャイズの本部の扱いを検討してほしい。
その理由として、次期 SNA の改定に向けてマーケティング活動を総固定資本形成に含める議論が進んでいる。マーケティング資産を保有する企業にはフランチャイズが非常に多く、それらの本部は本社とほぼ同じ役割（経営サービスと知財管理）である。また、現行 JSIC の管理・補助的活動の定義には経営サービスと知財管理の機能が含まれているが、「フランチャイズの本部が入っている」とは読めない。このため、フランチャイズの本部と加盟店の業務内容が異なっているにも関わらず、例えば、ハンバーガー店の場合には全て飲食店、中学受験向けの進学塾の場合には全て学習塾に分類されていると思われる。
- フランチャイズには売上有るので、管理・補助的活動に分類されないと思うが、同じような性質のサービスが内部か外部向けかによって大分類が変わる。例えば、持株会社は大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業）に設定されており、サービスの質は異なっても異なる大分類となり得る。このような課題を整理することは非常に重要な指摘である。

5. 「一般原則」の一部修正

提案された内容のうち、「第 4 項 分類の構成」はおおむね了承された。他方、「日本標準産業分類の適用に当たって留意すべき事項」の取扱いに関する記載については、次回の部会において議論することになった。

この議題に関する主な意見は以下のとおりであった。

- 分類項目の統合と分割に関する内容を答申において細かく記載するよりは、それが可能であるとの趣旨を記載する程度でも良いのではないかと。
- 提案内容には従来からの方法を記載していると思うが、今回、適切に対応することによって統計の比較可能性が担保されるのであれば、答申に含めて良いと思う。

6. 答申の骨子案

提案された内容はおおむね了承され、次回の部会において答申案が議論されることになった。